

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第9準備書面

被告国第4準備書面第1「2 被告国の主張」に対する求釈明

2025年11月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真理
弁護士	愛須	勝也
弁護士	諸富	健
弁護士	佐藤	博文
弁護士	小野寺	義象
弁護士	岸	松江
弁護士	種田	和敏
弁護士	中谷	雄二
弁護士	清家	康男
弁護士	大河原	壽貴
弁護士	毛利	崇
弁護士	八木	和也

記

- 1 被告国は、募集対象者に係る個人情報を取得するに当たり、自衛官等の募集対象者に係る個人情報を取得する場合と高等工科大学の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合とでは法的根拠が異なると主張する。

そして、「ア 自衛官等の場合」について、第1段落において、住基4情報を「住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は」として、自衛隊法97条1項と同施行令120条であるとする。しかし、住基法11条1項は挙げていない。

第2段落においては、住基法11条1項は国の機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」には住基4情報の写しを閲覧させることを請求することができる旨定めるとしたうえで、「自衛隊法29条1項及び同法35条に基づく自衛官等募集事務は『法令で定める事務』（住基法11条1項）に当たり、自衛官等の募集を所掌事務とする自衛隊地方協力本部は、これらの規定に基づき、募集に係る「事務の遂行のために必要である場合」として住基4情報を取得できるとする。

そうすると、第1段落では、住基法11条1項が名簿提供の法的根拠ではないかのようであり、第2段落では、「自衛隊法29条1項及び同法35条に基づく自衛官募集事務」という法解釈により住基法11条1項の「法令で定める事務」に当たるとしているようである。

被告国は、これで「統一的な説明」をしたと言うが、むしろ逆に、論理の矛盾が拡大していると思われるので、以下の求釈明により被告国の主張を明確にすることを求める。

【求釈明 1】

1 被告国は、前記第 1 段落で、「住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は」と述べて、自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条であるとするが、そうすると、住基法 1 1 条 1 項の条文は名簿提供の根拠規定ではないということか。

(求釈明の理由)

そもそも、令和 3 年 2 月 5 日の防衛省と総務省の両課長通達（甲 3）は、住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法 9 7 条 1 項及び自衛隊法施行令 1 2 0 条に基づき、現行においても実施可能であるところ、改めて下記のとおり通知するとあり（下線は原告代理人）、住基法 1 1 条 1 項の適用を前提にしていると解することも、あるいはそうではなく、自治体と防衛省は自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条のみを根拠に名簿提供を要求し受領できるかのようにも解することができる。

ところが他方で、自衛隊の求めに応じて自治体が名簿を提供するためには、住基情報を管理する自治体において明確な法的根拠が必要であると考えられ、それは住基法 1 1 条 1 項以外にはないように思われる。

とするならば、住基法 1 1 条 1 項と自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条は、自治体の名簿提供と自衛隊の名簿取得を根拠付ける不可分の規定ではないかと思われるのだが、かかる理解と被告国の主張との違いを明確にして頂きたい。

なお、2 0 2 5 年 3 月 2 4 日に実施された日本平和委員会と防衛省の交渉において、防衛省担当者は、募集対象者情報の地方公共団体から防衛省への提供について、住民基本台帳法には明文の規定がないと明言し

ている（甲108、109）。

【求釈明2】

- 1 被告国は、自衛官等も高等工科学校生も、自衛隊法29条1項と35条を根拠に住基4情報を「閲覧」できるという。しかし、29条は「第4章 機関」に、35条は「第5章 隊員」について定めた行政組織法であって、行政作用法（行政主体が行政目的を実現するために構成員の権利又は利益に対して影響を及ぼす行為＝行政作用について規定をする法律）ではないのではないか。被告国はこの点をどう解釈しているのか。
- 2 被告国は、「自衛隊法29条1項及び同法35条に基づく自衛官募集事務」は、住基法11条1項に規定する「法令」に当たると主張するが、異質な2つの条文の合体でかような解釈になることが理解できないので、具体的に説明されたい。

（求釈明の理由）

被告国は引用条項のみ下注欄に引用するだけなので、条文の位置づけと内容を正しく理解するために、まず全条文を挙げる。

（地方協力本部）

第29条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。

3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(隊員の採用)

第35条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第37条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第1項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

以上より明らかなように、自衛隊法29条1項は、自衛隊が行なう行政事務の配分として、地方協力本部を設けることとし、その所掌事務を「渉外」「広報」「自衛官及び自衛官候補生の募集」と列記し、さらに、「その他防衛大臣の定める事務」と包括規定（隊員の再就職支援や予備自衛官の管理など様々な活動が含まれる）を置き、2項と3項は人的配置と指揮監督の関係を定めた規定である。

自衛隊法35条に至っては、隊員の採用方法について定めたものであって、「採用」「試験」「選考」という用語が並び、「募集」という用語すら存在しない。

このような2つの条文の合体により、住基法11条1項に規定する「法令で定める事務」という解釈になることは、通常の方法で法律解釈では理

解できないので、具体的に説明されたい。

- 2 高等工科学校生について、被告国は、自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条は適用がなく、その理由は、「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」ではないからだという。

そして、同生徒募集の名簿取得の根拠は、自衛隊法 2 9 条 1 項と同法 3 5 条であるとし、「同規定に基づく募集事務」として、住基法 1 1 条 1 項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当すると説明する。

しかし、かかる被告国の主張は、従前の主張と矛盾していると思われ、以下の求釈明により、被告国の主張の明確化を求める。

【求釈明 3】

被告国は、高等工科学校生は「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」ではないから、自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条の適用がないという。しかし、もしそうであるならば、高等工科学校生が 3 年卒業後に自衛官になるのに対し、防衛大生は 4 年卒業後に、防衛医科大学大学生は 6 年卒業後に自衛官になるのだから、高等工科学校生以上に自衛隊法 9 7 条 1 項と同施行令 1 2 0 条の適用はよりいっそうあり得ないのではないか。

（求釈明の理由）

被告国は、第 1 準備書面（2 4 頁）で、防衛大生や防衛医科大学大学生の募集をしたことについて「自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法 9 7 条 1 項及び同施行令 1 2 0 条の趣旨に反するものではない」と主張し、原告の追及にもそれ以上の説明をしない。

そもそも、自衛隊法 9 7 条 1 項及び同施行令 1 2 0 条は、「自衛官又

は自衛官候補生」の募集について定めたもので、「自衛官以外の隊員」（法30条の2他）と峻別しており、本来拡大解釈など許されないものである。

仮に百歩譲るとしても、拡大解釈の目的と範囲とを明確にする必要があるが、被告国にかような解釈態度はみられず、全くご都合主義的な応訴態度に終始しているといわざるをえない。

- 3 被告国は、地方協力本部の法的根拠の説明に矛盾はないとし、東京地本、島根地本、茨城地本について触れるも、肝心の本件奈良地本について（原告第6準備書面「第5」1）は、なぜか全く触れない。

奈良地本は、原告ら県内の18歳になる予定の住民に郵送した葉書（甲9の1、2）において、名宛人の個人情報を入力した法的根拠について、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づく地方公共団体への募集対象者情報の提出依頼、又は、住民基本台帳法第11条第1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手しております」と記載している（下線は原告代理人）。

他方で、奈良県内は、判明しているところで、名簿提供が13市町、閲覧が15市町村である（2025年1月24日現在。「2025年2月23日付奈良民報」甲39）。

そこで、被告国の主張を、本件に即して具体的に理解するために、次の求釈明を行なう。

【求釈明4】

- 1 （求釈明1の回答と内容的に重複するが）被告国は、名簿提供した本件原告に対する法的根拠としては、「自衛隊法97条1項及び同施行令120条」で足り、「又は」で併記した「住民基本台帳法第11条1項」は関係しないことになるのか。

- 2 提供ではなく閲覧に応じた市町村に対しては、「住民基本台帳法第11条1項」の記載はあるが「自衛隊法29条1項及び同法35条」がなく間違っているのか。
- 3 「自衛隊法97条1項及び同施行令120条」と「住民基本台帳法第11条1項」を、「又は」でつないだ理由は何か。
- 4 地方協力本部は、紙又はデータで名簿提供を求める自治体と閲覧を求める自治体がある場合に、自治体ごとに法的根拠を正しく明記することをしているのか。していなければすべきではないか。

以上